

令和7年度アフリカ豚熱対策体制整備事業業務委託先募集要項

1 事業の目的

豚および野生イノシシに感染する伝染病「アフリカ豚熱」のまん延は、世界的に深刻な問題となっている。2007年にはアフリカからヨーロッパ、ロシアへと広がり、2018年には中国にも拡大した。現在、東アジア21か国・地域のうち、台湾と日本のみが未発生だが、入国時に持ち込まれた肉製品からウイルスが検出される事例もあり、国内への侵入が強く懸念されている。

仮に日本国内でアフリカ豚熱に感染した野生イノシシの死亡個体が発見された場合、防疫措置として、発見地点から半径3kmの範囲で新たな死亡個体の搜索が必要となる。しかしながら、山間部や森林などでの徒歩による搜索には限界がある。

そこで本事業では、死亡個体の搜索演習の一環として、小型無人飛行機（以下「ドローン」）を活用した現地調査の実習を実施し、効果的かつ効率的で、安全性の高い搜索手法の検討を行う。

2 委託業務の明細

別添「令和7年度アフリカ豚熱対策体制整備事業業務仕様書」業務の内容のとおり。

3 応募資格

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 「令和6・7年度愛知県入札参加資格者名簿」で、業務（大分類）「03. 役務の提供等」のうち営業種目（中分類）「09. 航空写真・図面」に分類されている事業者であること。
- (3) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (7) 応募日現在において手形交換所による取引停止処分をうけてから2年間を経過していない者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (9) 愛知県から、製造の請負、物件の買入その他の契約にかかる指名停止の措置を提案書受付期間に受けていないこと。

4 募集期間

令和7年10月27日(月)から令和7年11月19日(水)まで

5 契約方法

事業実施に当たっての企画提案を公募し、最も優れた企画提案者として決定した1者と業務基本仕様及び契約金額を委託金額限度額の範囲内で協議した上で、仕様書を作成し、委託契約を締結する。

なお、協議が不調に終わった場合、次点の者と協議するものとする。

6 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約とする。
- (2) 委託金額限度額
2,000,000 円以内（消費税及び地方消費税込み）
- (3) 契約保証金
愛知県財務規則（昭和 39 年愛知県規則第 10 号）第 129 条の 2 の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。
ただし、同規則第 129 条の 3 各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (4) 契約期間
契約締結日から令和 8 年 3 月 10 日（火）までとする。
- (5) 委託料の支払方法
精算払いとする。

7 その他

- (1) 企画提案の内容に基づく見積額は、契約時にいたって同じ条件の下で、その額を超えることは認めないこととする。
- (2) 提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。
- (3) 受託者は、本事業の実施にあたり、委託者と十分な打ち合わせを行うとともに、作業の進捗状況を適時、委託者へ報告すること。
- (4) 受託者は、事業の遂行上必要と認められるものであって、本要項の解釈に疑義が生じた事項及び要項に明記していない事項については、委託者と協議し、委託者の指示に従わなければならない。
- (5) 受託者は、打ち合わせのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (6) 受託者は、本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- (7) 委託者職員は、随時本事業の実施に立ち会うことができるものとする。
- (8) 本契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約手続きを選択することができる。電子契約の詳細については、愛知県のHPに掲載されている「電子契約マニュアル」を参照すること。

8 応募方法等

(1) 企画提案書等の提出

本事業の受託を希望する事業者は、下記により企画提案書を提出すること。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（別紙様式1）：9部

(イ) 添付書類：aは各9部、b～fは各1部

a 法人の概要がわかる資料

b 定款又は寄附行為

c 決算報告書（直近2か年）

d 国税及び地方税の滞納がないことの証明書

e 諸規定（委託料対象経費の積算基礎となるもの）

f 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（別紙様式2）

※ 該当する取組がある場合は、証明書類を併せて添付すること

イ 提出期限

令和7年11月19日（水） 午後5時（必着）

受付時間は、土日及び祝日を除く、午前9時から午後5時とする。

※ この期限までに全ての必要書類の提出がないものは、受付することができない。

ウ 提出方法

持参、郵送等で提出する。

※ 郵送等の場合は、配達都合で期限時刻までに届かない場合もあるため、期限に余裕を持って送付すること。

(2) 企画提案書作成上の注意

ア 企画提案書は、別紙様式1にわかりやすく簡潔に記載する。

イ 企画提案に係る費用は、応募者の負担とする。

ウ 企画提案は1事業者1案とする。

エ 提出書類は返却しない。

(3) 応募に関する問合せ先及び提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県農業水産局農政部農業振興課野生イノシシ対策室

経口ワクチン対策グループ

担 当：東野、佐藤

電 話：052-954-6724（ダイヤルイン）

E-mail：yasei-inoshishi@pref.aichi.lg.jp

※応募に関する問合せは、電子メールとし、質問に対する回答は農業振興課 Web ページ（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nogyo-shinko/>）に掲載する。

なお、電子メールの件名は「令和7年度アフリカ豚熱対策体制整備事業に係る質問」とし、事業者名及び連絡先を明記のうえ、令和7年11月11日（火）午後5時までに農業振興課宛てに送信する。

9 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

提出された企画提案書について委託者が設置する審査委員会により審査・選定を行う。

なお、審査委員会の構成員氏名等については公表しない。

(2) 審査委員会

開催する審査委員会において、企画提案者からプレゼンテーションを行うこととする。

なお、審査委員会を下記により開催する。

ア 開催日

令和7年11月28日(金)午前9時30分から正午まで(予定)

※ 企画提案者1者当たり説明15分、質疑応答10分の予定とする。

企画提案者は、自己のプレゼンテーション時間のみの入室とする。

時間については、後日、電子メール等で連絡する。

イ 開催場所

愛知県庁西庁舎 5階 海区漁業調整委員会室

ウ 集合場所

愛知県庁西庁舎 5階 海区漁業調整委員会室

エ その他

審査委員会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問合せには応じないこととする。

なお、プレゼンテーションは企画提案書のみを使用することとする。

(3) 予備審査

企画提案書の応募件数が5件を超えた場合は、審査委員会を円滑に行うため、審査委員会の審査に先立ち、予備審査会を行う。

ア 予備審査会の構成員

愛知県農業水産局農政部農業振興課に属する職員

なお、予備審査会の構成員氏名等については公表しない。

イ 審査方法

(ア) 企画提案書等についての書面審査を行う。

(イ) 審査基準等については審査委員会に準じて行う。

(ウ) 応募のあった企画提案書について、順位を付け、上位5件を審査委員会へ付議する。

(エ) 予備審査会の結果は、審査委員会での審査に影響を及ぼさないものとする。

(オ) 予備審査の審査結果については、すべての提案者に対し、郵送で通知する。

なお、予備審査を実施しない場合は、通知しない。

ウ その他

予備審査は非公開とし、審査の経過等審査に関する問合せには応じないこととする。

(4) 審査基準

審査については、以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

ア 事業の実現性・実効性について

(ｱ) 事業の実施体制等

(ｲ) 企画提案者の事業基盤

イ 提案内容の優良性について

(ｱ) 事業の実施方法

(ｲ) 事業の内容

ウ 社会的価値の実現に資する取組について

(5) 決定

審査委員会の審査結果を踏まえて、委託者が採択提案を決定する。

(6) 通知

審査結果については、すべての提案者に対して文書で通知する。

10 スケジュール（予定）

令和7年10月27日（月） 企画提案書の公募開始

令和7年11月19日（水） 企画提案書の提出期限

令和7年11月28日（金） 審査委員会による審査

令和7年12月中旬 契約締結

令和8年3月10日（火） 事業完了